

ごかの (No.526) お知らせ

おしらせ

五霞町結婚支援員が結婚相談会を開催します

(町民税務課)

結婚支援員が、結婚に前向きな方のお悩みやご相談にお答えします。親御さんだけのご相談もお受けしています。結婚支援を継続的に希望される方には、登録をお願いしています。

相談時間は30分〜45分程度になります。相談費用、登録料などはかかりません。予約制ですので、インターネット申込み、または、お電話でのご予約ください。相談内容等の秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

○場所

ひばりの里 喫茶ばかばか
(五霞町江川3201)

○日時

7月28日(日)
午後1時〜午後4時

○申込期限

○持ち物

登録を希望される方は、写真(できれば全身・L判)、印鑑をお持ちください。

○お申し込み方法

・電話の場合

結婚支援員 代表 石塚まで
090(6526) 41222

(受付時間) 正午〜午後7時

氏名、性別、生年月日、現住所、相談希望時間、連絡先(できれば携帯電話)をお伝えください。

・インターネットの場合

町公式ホームページ、または、次のQRコードを読み込み応募フォームからお申し込みください。



※通信費は、個人負担となります。

○主催

五霞町結婚支援員連絡会

プレミアム付商品券事業を実施します

(健康福祉課)

10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う影響緩和の対策として、プレミアム付商品券事業を実施します。

○対象者

①令和元年度の住民税が非課税であると思われる方

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く。

②平成28年4月2日以降に生まれた子のいる世帯の世帯主

○プレミアム付商品券について

・購入限度額

①の対象者

商品券額面25,000円

(販売額20,000円)

②の対象者

商品券額面25,000円

×子の数

(販売額20,000円)

※①と②の両方に該当する方は、それぞれの商品券を購入可能。

○申請等について

①に該当する方は、購入希望申請が必要です。

該当する方には、7月下旬に申請書を送付します。

◎詳しくは、今後、広報紙及び町公式ホームページでお知らせします。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)00006(直通)

個人住民税の特別徴収(給与天引き)について

(町民税務課)

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)、納入していただく制度です。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられています。

茨城県と県内全ての市町村では、平成27年度から一斉に原則、特別徴収により納めていただく取り組みを推進しています。

特別徴収の場合は、従業員が金融機関に向く手間が省けるなど、納税者の利便向上につながります。事業主のみなさんには、ご理解・ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)